

閣 郵 委 第 1 4 号  
平成26年3月28日

総務大臣  
新藤 義孝 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案について（意見）

平成26年3月28日付け総情企第24号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。